

保養所「シーサイドいずたが」に係るポイントカードの発行対象者について

保養所「シーサイドいずたが」では、組合員をはじめとして特定の利用者に対しポイントカードを発行しておりますが、この度ポイントカードの発行対象者に係る取扱いについて、ポイントカード裏面の記載では理解することが困難であるとのこと指摘をいただきましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、ポイントカードの表記等につきましては、今後ご利用される皆様に誤解が生じないよう適宜改善を図ってまいります。

【ポイントカード発行対象者】

- ① 組合員
当組合の組合員
- ② 被扶養者
当組合の組合員に扶養される健康保険上の被扶養者
- ③ 年金受給者
当組合の年金受給者
- ④ 定年退職による年金待機者
当組合の定年退職による年金待機者
- ⑤ 年金者連盟会員の配偶者
東京都市町村職員年金者連盟の会員に扶養されており、年金者連盟が発行する契約施設利用助成券に記名がある配偶者